

令和2年9月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用のエアコン（室外機）についての注意喚起、電源プラグに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うちリチウムイオン電池1件、
照明器具（投光器、ソーラー充電式）1件、エアコン（室外機）1件、
冷水筒1件、電源プラグ1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
（うちエアコン2件、踏み台（アルミニウム合金製）1件、
冷水筒1件、電気掃除機1件、靴1件、タブレット端末1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900129を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) シャープ株式会社が製造した長期使用のエアコン（室外機）についての注意喚起 （使用中止）（管理番号：A202000453）

① 事故事象について

シャープ株式会社（法人番号：6120001005484）が製造したエアコン（室外機）を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（35年以上）された製品

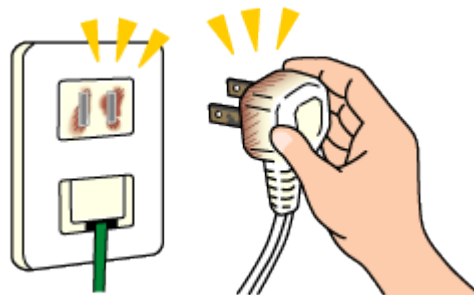
② 使用者への注意喚起

長年ご使用の家電製品は、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部部品が劣化し、発煙発火のおそれがあります。

ご使用中に次のような症状がみられる場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、お買い上げの販売店またはメーカーにご相談ください。



電源コードやプラグが異常に熱い。



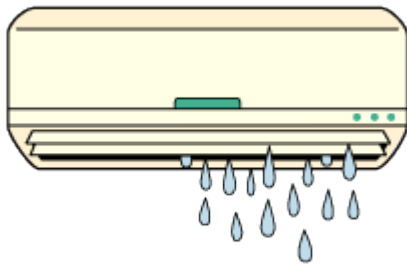
電源プラグが変色している。



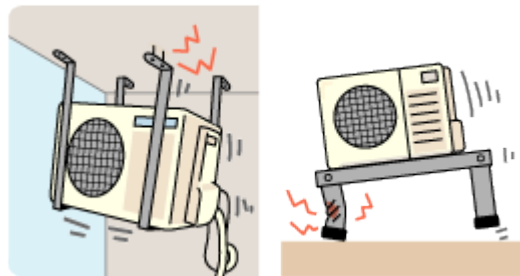
ブレーカーが頻繁に落ちる。



焦げくさいにおいがする。



室内機から水漏れがする。



架台や吊り下げなどの取付部品が腐食していたり、取付がゆるんでいる。

同社は、2008年（平成20年）6月2日から「経年劣化による家電製品の事故防止の普及・啓発チラシの配布について」と題して、ウェブサイト到家電製品の長期使用に当たっての確認事項を掲載し、製品の使用中に電源コードの発熱や、異臭・異音などの異常を感じたり、故障箇所等に気づいたりした場合には、使用を中止するよう呼び掛けています。

【問合せ先】

シャープ株式会社 お客様相談室

電話番号：0120(078)178

受付時間：9時～18時（月～土）

9時～17時（日・祝日）

※年末年始を除く。

ウェブサイト：https://jp.sharp/support/safety/precaution_info.html

③独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」
（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(2) 株式会社オーム電機が輸入した電源プラグについて（管理番号：A202000461）

① 事故事象について

工場で株式会社オーム電機（法人番号：6013301003037）が輸入した電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、本体外郭部のゴム素材にカーボンが混入し、漏電によりゴムカバーが焼損したものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2020年（令和2年）2月7日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③ 対象製品：製品名、型式、JANコード、販売期間、対象台数

製品名	型式	JANコード	販売期間	対象台数
ゴムプラグ	RK-2210-Z	4971275081017	2019年10月8日	19,159
	HS-H15GP	4971275402065	～	
	HS-K15S-K	4971275054912	2020年1月31日	

2020年（令和2年）2月7日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：76.2%（2020年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	2	火災	2019年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202000461）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

<リコール対象品>



本体外郭部のゴムカバーに
光沢があります。
（カーボン混入の為）

<正常品>



本体外郭部のゴムカバーに
光沢がありません。
（艶消しになっています）

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社オーム電機

電話番号：0120(963)006

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<https://www.ohm-electric.co.jp/info/important/40164/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202000459	令和2年2月24日	令和2年9月25日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-3716SDRE4	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月16日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201900129	平成31年4月8日	令和元年5月24日	リチウムイオン電池	HT-441	ハンウェイテック株式会社 (輸入事業者)	火災	工場で当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが内部短絡したため、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和元年5月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000450	令和2年8月2日	令和2年9月24日	照明器具(投光器、 ソーラー充電式)	TGY-10W	株式会社グッド・グッズ (輸入事業者)	火災	体育館で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	令和2年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意 令和2年8月7日から事業者が注意喚起を実施
A202000453	令和2年9月9日	令和2年9月25日	エアコン(室外機)	AU-206Y	シャープ株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から35年以上経過した製品 平成20年6月2日から使用中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照)
A202000455	令和2年8月 ※不明	令和2年9月25日	冷水筒	HC-RSQ141014	イオンリテール株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品に熱湯を注ぎ、動かしたところ、当該製品が割れ、熱湯が掛かり火傷を負った。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月11日
A202000461	令和2年7月22日	令和2年9月25日	電源プラグ	RK-2210-Z	株式会社オーム電機 (輸入事業者)	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、本体外郭部のゴム素材にカーボンが混入し、漏電によりゴムカバーが焼損したものと考えられる。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月15日 令和2年2月7日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 76.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000451	令和2年9月14日	令和2年9月24日	エアコン	火災	工場の休憩室で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品
A202000452	令和2年8月5日	令和2年9月24日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	工場で当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月15日
A202000454	令和2年9月7日	令和2年9月25日	エアコン	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から10年以上経過した製品
A202000456	令和2年8月27日	令和2年9月25日	冷水筒	重傷1名	当該製品を洗浄中、当該製品が割れて、右手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月14日
A202000457	令和2年7月16日	令和2年9月25日	電気掃除機	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品の電源コード巻き取りスイッチを押したところ、電源プラグが左目に当たり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月14日
A202000458	令和2年8月5日	令和2年9月25日	靴	重傷1名	大学のグラウンドで、当該製品を履いてトレーニング中、転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月10日
A202000460	令和2年8月27日	令和2年9月25日	タブレット端末	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月17日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

リチウムイオン電池（管理番号：A201900129）



照明器具（投光器、ソーラー充電式）（管理番号：A202000450）



冷水筒（管理番号：A202000455）

